

平成23年度
(平成22年度分)

事務事業評価票

C 定型・維持管理型 No. 1035003

I 事業の概要

通常評価

I-1 事業の概要

事務事業名 ホーム・サービス	廃棄物処理業者許可・指導業務 http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-8-0-0-0.html	所管局部課等	環境政策局事業系廃棄物対策室
		(連絡先)	075-366-1394
		(評価票作成者)	事業ごみ減量推進課長 志渡澤 祥宏

22決算額 (千円)	23予算額 (千円)	今後の方向性		24予算額 (千円)	事務事業の内容	
		現状のまま継続			廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の設置に関する許認可及び許可業者の指導監督を行う。 また、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、登録及び許可事務並びに指導監督を行う。	
13,376	11,746			10,109		
業務運営方法	☐ 直営		委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 <委託先の名称> 帝人エコ・サイエンス株式会社 <委託内容> 廃棄物処理施設における各種検査業務			
	☒ 部分委託					
	☐ 部分補助等					
	☐ 全部委託					
	☐ 全部補助等					
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律				事務事業の性格	☒ 義務的事業 ☐ 任意的事業
					会計区分	☒ 一般会計 ☐ 特別会計

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H20年度決算	H21年度決算	H22年度決算	H23年度予算	H24年度予算
	①	事業費 (千円)	8,832	10,035	13,376	11,746	10,109
		賃金（アルバイト賃金）	2,760	3,211	2,780	1,485	1,485
		通信運搬費（郵送費）	696	655	579	1,345	498
		その他	4,215	5,015	9,259	5,384	5,444
	①'	委託料 測定委託	1,161	1,154	758	3,532	2,682
	②	委託料が事業費に占める割合（①' ÷ ①）（％）	13.1%	11.5%	5.7%	30.1%	26.5%
	③	人件費（24年度は見込）（千円）	66,559	65,782	64,117	61,863	61,863
		職員（課長級）（人）	0.39	0.39	0.39	0.65	0.65
		職員（課長補佐級、係長級）（人）	2.15	2.15	2.15	2.20	2.20
		職員（係員）（人）	4.60	4.60	4.60	3.90	3.90
		嘱託職員等人件費（千円）					
	④	年間経費（①＋③）（千円）	75,391	75,817	77,493	73,609	71,972
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）（千円）	57,430	56,305	40,668	3,316	6,032
		国庫・府支出金（千円）					
		受益者負担分（使用料、手数料等）（千円）	57,430	56,305	40,668	3,316	6,032
		その他（ ）（千円）					
	⑥	京都市年間負担経費（④－⑤）（千円）	17,961	19,512	36,825	70,293	65,940
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）（％）	76.2%	74.3%	52.5%	4.5%	8.4%

平成23年度
(平成22年度分)

Ⅱ 評価結果

事業名 廃棄物処理業者許可・指導業務

Ⅱ-2 業績評価（Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価は「通常評価」のため省略）

A 効率性	No.	区 分	単位	H20年度	H21年度	H 2 2 年度
	①	申請件数	件	799	943	560
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	75,391	75,817	77,493
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	94,357	80,400	138,380
	④	単位当たり経費変動率			-14.8%	+72.1%
				評価	かなり良くなった	かなり悪くなった
分 析	(コスト変動の理由等)					
	平成 2 1 年度と比べ、平成 2 2 年度の活動実績が減少したため効率性が悪くなった。 政令改正により、平成 2 3 年 4 月から産業廃棄物の収集運搬業の許可業務が一部を除き京都府に一元化される影響で、平成 2 2 年度途中から京都府で許可申請をする事業者が増加した。					
B 市民満足度	<調査の有無>		<調査方法>		<調査時期>	
	□ 有 □ 無 ■ 該当しない					
	(調査結果、現状分析等)					
C 環境保全 及び環境負荷軽減の要素	□ 環境 ■ 関連 □ 一般		<現状分析、今後の方針等> 許可業者への指導監督を徹底し、不適正な処理が行われないようにする。			

平成23年度の実施状況	一般廃棄物の許可業者に対しては、収集業務の遵守すべきルール等を解説するハンドブックを作成し、それを活用した啓発や研修を充実させるとともに、自己PR制度や優良事業者認定制度を創設し、透明性の確保を図る等、許可業者の指導・育成を推進してきた。 また、産業廃棄物の積替保管施設や処理施設への立入指導を行い、許可業者等の現状把握と不適正処理の未然防止に努め、市内すべての積替保管施設や処理施設を対象とした立入指導を実施している。
-------------	--

Ⅲ 今後の方向性

(今後の方向性の理由及び具体的な内容)	
現状のまま継続	一般廃棄物の許可業者に対しては、行政処分基準及び優良評価制度を軸にした指導・啓発を引き続き行う。また、産業廃棄物の許可業者に対しては、今後とも、適正処理を確保するため、指導監督を徹底するとともに、優良な処理業者の育成を図る。